

## 東広島市農業委員会令和5年10月（第10回）総会議事録

- 1 開催日時 令和5年10月30日(月) 午後2時00分から午後2時45分まで
- 2 開催場所 東広島市役所本館3階 303会議室
- 3 出席委員 21人

### 本議席番号順

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	長原 毅	2	久保 伸司	3	岡土居 正弘
4	脇坂 俊之	5	台川 洋子	6	中務 秀子
7	古川 みどり	8	杉本 源藏	10	荒谷 義憲
11	村上 義則	12	木原 省五	13	財満 俊子
14	仲伏 英雄	15	高尾 昭臣	17	土井 浩文
18	在間 輝昭	19	古本 啓之	20	橘川 一則
22	高木 昭夫	23	高橋 久雄	24	住井 正美

- 4 欠席委員 3人

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
9	柏尾 博明	16	大月 みどり	21	小倉 亜紗美

- 5 傍聴人 なし
- 6 議事録署名者  
議長(会長) 12番 木原 省五 委員 13番 財満 俊子 委員

### 7 次第

- (1) 開会
- (2) 議事録署名者指名
- (3) 会期の決定
- (4) 議案

議案第50号 農地法関係事務処理要領の一部改正について（別紙1）

議案第51号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について

議案第52号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第 53 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

(5) 報告

- 報告第 38 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の専決処分について
- 報告第 39 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の専決処分について
- 報告第 40 号 法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について
- 報告第 41 号 農地転用（農業用施設）届出の受理について
- 報告第 42 号 農地改良届出の受理について

(6) 閉会

8 出席者

(農業委員会事務局職員)

事務局長	尾 崎 修 司
局長補佐	定 井 芳 紀
農地係係長	松 下 健 司
農地保全係主査	合 原 茂 宏
農地係主査	和 田 麻依子
農地係主査	豊 田 宏

黒瀬支所産業建設課産業振興係長	伊 藤 誠
豊栄支所地域振興課主任主事	岡 本 美由紀
河内支所産業建設課主査	木 村 ゆかり
安芸津支所産業建設課主査	瀧 敬 史 郎

議 長	<p>10月総会を開催いたします。</p> <p>これからは着席の上、議事進行を行います。</p> <p>在任委員数24人中の21名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定足数に達しており、会議が成立します。</p> <p>次に、日程第1の議事録署名者を指名いたします。</p> <p>東広島市農業委員会会議規則第34条第2項の規定により、12番木原委員、13番財満俊子委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第2の会期の決定をお諮りいたします。</p> <p>会期は令和5年10月30日1日限りとしてよろしいでしょうか。</p>
	< 異議なし >
議 長	<p>それでは、会期は令和5年10月30日1日限りといたします。</p> <p>これより日程第3の議案審議に入ります。</p> <p>次に、議案第50号「農地法関係事務処理要領の一部改正について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
松下係長	<p>議案第50号「農地法関係事務処理要領の一部改正について」でございます。</p> <p>座って説明をさせていただきます。</p> <p>本委員会において策定しております農地法関係事務処理要領につきまして、令和5年9月2日付で広島県から農地法関係事務処理ガイドラインの一部改正について通知があり、こちらの通知内容に基づき、所要の規定の整備を頼むとすることでございます。</p> <p>別紙1につきまして、事務処理要領の第1部、本文と第2部、審査基準となっております。左側が改正後、右側が現行、一番右側の列が改正の理由等となっております。改正内容につきましては、一番右側の列により説明をさせていただきます。</p> <p>ページ中段の赤字部分、戸籍謄本等は法定相続情報一覧図の写しで代えることができる旨の記載が、農地法第3条及び第5条の許可申請に当たり、登記上の所有者が死亡して相続未登記の場合、譲渡人が現在の所有者であることを証する書面として戸籍、除籍の謄本の提出を要するが、法務局が認証した法定相続情報一覧図の写しで代えることができることとして関係する記載要領等を改めたものでございます。</p> <p>5ページ中段の赤字部分、法律名の変更は、宅地造成等規制法及び電気事業者による再生可能エネルギー調達に関する特別措置法の法律名の変更に伴う改正でございます。</p> <p>なお、改正後の農地法関係事務処理要領につきましては、議決後お渡しいたしますのでご参照くださいますようお願いいたします。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明がありました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。</p>
	< なし >
議 長	<p>ご質問がないようですので、質疑を終了いたします。</p> <p>それでは、議案第50号について、議案のとおり改正することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	< 全員挙手 >
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第50号は、議案のとおり改正することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第51号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
和田主査	<p>それでは、総会議案の2ページをご覧ください。</p> <p>議案第51号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を説明いたします。</p> <p>今月は27件の申請がございました。申請地の内訳については、8ページに記載のと</p>

和 田 主 査	<p>おりでございます。</p> <p>内容については、座って説明させていただきます。</p> <p>それでは、申請番号191-1から説明いたします。</p> <p>耕作者へ譲渡のため、所有権を移転するものです。渡人は遠方に居住しており、労力もないことから、現在利用権を設定し耕作を行っている受人へ申請地を譲渡するものです。申請地では、ハーブの作付をされています。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、192-2でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、193-3でございます。</p> <p>自宅隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、194-4でございます。</p> <p>経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には4人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、195-5でございます。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は、●歳の会社員の方です。この度、妻の実家から近く便利な土地で自家消費用の野菜を作付したいと考え、本申請に至ったものです。受人は妻とともに妻の実家の農作業の手伝いを20年程行っており、申請地では大根や玉ねぎなど季節野菜を作付する予定です。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、196-6でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人が耕作に従事し、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、197-7でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、198-8と199-9は、渡人が同一であり関連しておりますので一括で説明させていただきます。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものです。申請地は、●●の市街化区域内農地です。渡人は高齢であり、今後営農を続けることができないため、申請地の隣接に居住する受人にそれぞれ農地を譲渡するものです。受人にはそれぞれ2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、200-10でございます。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は、●歳で建設業を営んでおられます。この度、相続財産の処分により申請地を隣接する居宅とともに買受けることとなったものです。申請地には栗や柿を作付する予定で、インターネットを活用し栽培方法を学び、知人から技術指導を受け、果樹栽培に取り組む予定です。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、201-11でございます。</p> <p>耕作者へ譲渡のため、所有権を移転するものです。渡人は県外へ転居することとなり、今後営農をする見込みがないことから、現在利用権を設定し耕作を行っている受人へ農地を譲渡するものです。申請地では、ネギ、レモン、ビワなどを作付されています。受人が耕作に従事し、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、202-12でございます。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は、●歳の会社役員です。以前より農業に興味があり、農地の売却の話を受け、この度空き家とともに農地を取得することとなりました。受人が耕作に従事し、申請地では自家消費用の白菜や芋、玉ねぎやキュウリを作付予定であり、必要な農機具は渡人より譲渡を受ける予定です。</p> <p>続いて、203-13でございます。</p>
---------	---

和田 主 査

経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人が耕作に従事し、必要な農機具も保有されています。なお、申請地には以前より許可を得ることなく農業用倉庫が建築されており、所有権移転後に農業用施設届を提出するよう指導しております。

続いて、204-14でございます。

経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。

続いて、205-15でございます。

自宅隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。

続いて、206-16と207-17は、受人が同一に関連しますので一括で説明させていただきます。

経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。

続いて、208-18と209-19は、受人が同一に関連しますので一括で説明させていただきます。

経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人は、●●に本店を置き、主にキクラゲやマイタケの栽培を行う法人です。受人は1名の株主により構成される農地所有適格法人であり、●●及び●●などに農地を所有されております。代表の地元が東広島市であることから、実家の父とともに現在●●において営農型発電設備の下部でキクラゲ栽培を継続されています。本申請地につきましても営農型発電設備の下部でキクラゲ栽培をされる予定であり、営農型発電設備の一時転用申請については今後提出される予定でございます。

続いて、210-20でございます。

経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には4人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。

続いて、211-21でございます。

自宅隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。

続いて、212-22と213-23は、受人が同一に関連しますので一括で説明させていただきます。

新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は、●●歳で小売業を営んでおられます。この度、高齢により農地の管理が困難となった親族より譲渡を受けるものです。申請地では自家消費用の野菜や麦を作付するもので、インターネットなどを通じて営農技術を習得される予定です。受人が耕作に従事し、必要な農機具も保有されています。

続いて、214-24でございます。

新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は、●歳の会社員です。現在●●に単身赴任をされていますが、東広島市へ移住し営農される予定でございます。申請地では水稻、大根、ネギを作付予定で、現在●●に居住している妻が大学で約6年間農業について学び、また現在園芸センターで研修を受けられており営農の中心となられる予定です。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。

続いて、215-25と216-26は、受人が同一に関連しますので一括して説明させていただきます。

経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。

続いて、217-27でございます。

経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。

以上、27件の申請につきましては、周辺地域における効率的・総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないと判断しております。

説明は以上でございます。

議 長	<p>ただいま事務局から説明がありました。 担当の委員さんから必要があれば補足説明をお願いいたします。</p>
	<p>&lt; なし &gt;</p>
議 長	<p>ないようですので、これより質疑に入ります。 ご質問、ご意見がございましたらご発言をお願いいたします。</p>
	<p>&lt; なし &gt;</p>
議 長	<p>ないようですので、質疑を終了いたします。 これより採決に入ります。 議案第51号について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>&lt; 全員挙手 &gt;</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第51号は、許可することに決定いたします。 次に、議案第52号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。</p>
松下係長	<p>議案の9ページをお願いいたします。 議案第52号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございます。 座って説明させていただきます。 10ページをお願いいたします。 今月は4件の申請がございました。 申請番号31-1は、●●における駐車場への転用事案でございます。申請地は、●●の南東約1,150mに位置する第1種農地で、申請人は農業法人でございます。申請人が委託を受け管理する農地の増加に伴い、現状の資材倉庫では農業用資材や農業機械などが収容しきれないため、この度転用許可申請をされるものでございます。本件は、農地法施行令第11条第1項第2号イ、農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設に供する場合として、第1種農地の不許可の例外に該当します。また、申請地は渡人が過去に許可を得ることなく砂利等を入れていたため、始末書を徴取し、法令に基づく適正な手続を行うよう指導しております。 続きまして、申請番号32-2でございます。 ●●における宅地への転用事案でございます。申請地は、●●の西約300mに位置する第2種農地でございます。申請人は周辺にお住まいで、当該農地を墓地として転用許可申請をされたものでございます。なお、こちらの申請地にお住まいで農地転用の許可を得ることなく墓地にされており、事後の申請となったことから始末書を徴取し、法令に基づく適正な手続を行うよう指導しております。 続きまして、申請番号33-3でございます。 ●●における宅地及び駐車場への転用事案でございます。申請地は、●●の北東約500mに位置する第2種農地でございます。申請人は●●にお住まいで、当該農地を宅地及び駐車場として転用許可申請をされたものでございます。なお、当該農地は相続で受けられております。また、農地転用の許可を得ることなく宅地及び駐車場にされており、事後の申請となったことから、法令に基づく適正な手続を行うよう指導しております。 続きまして、申請番号34-4でございます。 ●●における駐車場への転用事案でございます。申請地は、●●の南西約400mに位置する第2種農地で、申請人は隣接にお住まいの方でございます。申請人は、当該農地を建て替える共同住宅の駐車場として転用許可申請をされたものでございます。なお、こちらの申請地におきまして、農地転用の許可を得ることなく一部駐車場にされており、事後の申請となったことから、法令に基づく適正な手続を行うよう指導しております。 以上につきまして、事業規模から見て適切な転用面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることなどから本議案を提出するものでございます。なお、申請番号31-1への転用は広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされております。今月分につきましては、異議がなければ許可をするも</p>

松下係長	のでございます。 説明は以上でございます。
議長	ただいま事務局から説明がありました。 担当の委員さんから必要があれば補足説明をお願いいたします。
	< なし >
議長	ないようですので、これより質疑に入ります。 ご質問、ご意見がございましたら発言をお願いいたします。
	< なし >
議長	ないようですので、それでは採決に入ります。 議案第52号について、本日お配りした広島県農業委員会ネットワーク機構意見聴取一覧表に記載のとおり、意見聴取の対象案件については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、許可されることに異議ありませんとの回答であれば許可することに、また意見聴取の対象外については、本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議長	全員賛成ですので、議案第52号のうち、意見聴取の対象案件については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、許可されることに異議ありませんとの回答であれば許可することに、また意見聴取の対象外については、本総会で許可することに決定いたします。 次に、議案第53号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
豊田主査	それでは、総会議案の11ページをご覧ください。 議案第53号についてご説明いたします。 今月は19件の申請がありました。申請地の田、畑別の筆数、面積の内訳については、総会議案の17ページをご覧ください。 内容については、座って説明させていただきます。 それでは、233-1、234-2は、同一案件ですので一括して説明いたします。 太陽光発電設備への転用事案でございます。受人は、●●に本店を置き売電事業を営む会社でございます。申請地は、●●の北西に位置する第2種農地でございます。この度、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものでございます。 続いて、235-3について説明いたします。 太陽光発電設備への転用事案です。受人は、●●に本店を置き売電事業を営む会社です。申請地は、●●の東に位置する第2種農地でございます。この度、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものでございます。 続いて、236-4から239-7は、事業者が同一であり関連しますので一括して説明いたします。 太陽光発電設備への転用及び搬入路への一時転用事案でございます。受人は、●●に本店を置き売電事業を営む会社でございます。236-4は、●●の東に位置する第2種農地でございます。237-5は、●●の南に位置する第2種農地でございます。238-6、239-7は、●●の北に位置する第2種農地でございます。この度、売電を目的とした太陽光発電設備の設置及び太陽光発電設備の資材などの搬入路として、許可後1年間、一時的に転用しようとするものでございます。 続いて、240-8について説明いたします。 資材置場及び駐車場への転用事案でございます。申請地は、●●の南西に位置する第2種農地でございます。この度、隣接する会社の資材置場及び駐車場とするため、転用しようとするものでございます。 続いて、241-9、242-10は、同一案件ですので一括して説明いたします。 駐車場及び進入路への転用事案でございます。申請地は、●●の北西に位置する第2種農地でございます。この度、受人が理事長を務める事業所の駐車場及び受入宅へ

<p>豊田主査</p>	<p>の進入路とするため、転用しようとするものでございます。</p> <p>続いて、243-11、244-12は、同一案件ですので一括して説明いたします。</p> <p>農業用倉庫及び駐車場への転用事案でございます。申請地は、●●の北東に位置する農用地区域内農地及び第1種農地でございます。受人が委託を受け管理する農地の増加に伴い、現状の資材倉庫では農業用資材や農業機械などが収容しきれないため、この度転用しようとするものでございます。本件は、農地法第5条第2項ただし書、農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する場合及び農地法施行令第11条第1項第2号イ、農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設に供する場合として、農用地区域内農地及び第1種農地の不許可の例外に該当いたします。なお、農用地区域の用途区分変更予定でございます。</p> <p>続いて、245-13について説明します。</p> <p>資材置場及び駐車場への転用事案でございます。申請地は、●●の東に位置する第2種農地でございます。この度、社員数の増加に伴い会社の駐車場及び資材置場とするため、転用しようとするものでございます。申請地は渡人が過去に許可を得ることなく砂利等を入れていたため、始末書を徴取しております。</p> <p>続いて、246-14について説明いたします。</p> <p>駐車場への転用事案でございます。申請地は、●●の東に位置する第2種農地でございます。この度、事業拡大に伴い会社の駐車場とするため、転用しようとするものでございます。なお、農振農用地からは除外見込みでございます。</p> <p>続いて、247-15について説明いたします。</p> <p>一般住宅への転用事案でございます。申請地は、●●の南東に位置する第2種農地でございます。受人は、●●において借家に居住されております。この度、実家の近くに住宅を新築するため、転用しようとするものでございます。なお、農振農用地からは除外見込みでございます。</p> <p>続いて、248-16、249-17は、同一案件ですので一括して説明いたします。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案でございます。受人は、●●に本店を置き売電事業を営む会社でございます。申請地は、●●の南東に位置する第2種農地でございます。この度、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものでございます。</p> <p>続いて、250-18について説明いたします。</p> <p>一般住宅への転用事案でございます。申請地は、●●の北に位置する第1種農地でございます。受人は、●●において借家に居住されております。この度、実家の近くに住宅を新築するため、転用しようとするものでございます。本件は、農地法施行規則第33条第4号、住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものとして、第1種農地の不許可の例外に該当いたします。なお、開発許可申請については担当部局に提出済みでございます。また、農振農用地からは除外見込みとなっております。</p> <p>続いて、251-19について説明いたします。</p> <p>駐車場への転用事案でございます。申請地は、●●の西に位置する第1種農地です。現在受人が行っているアパート事業において駐車場が不足しているため、転用しようとするものでございます。本件は、農地法施行規則第33条第4号の第1種農地の不許可の例外に該当いたします。</p> <p>以上、説明いたしました19件について、いずれも事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることから、許可要件を満たしているものと考えております。</p> <p>なお、一体事業として30a以上の農地を転用する場合や農用地区域内農地及び第1種農地における転用の案件は広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされており、今月は本日配付した一覧表に記載のとおり、233-1、234-2、243-11、244-12、248-16から251-19を意見聴取いたします。</p> <p>以上、ご審議をお願いいたします。</p>
-------------	---

議 長	<p>ただいま事務局から説明がありました。 担当の委員さんより必要があれば補足説明をお願いいたします。</p>
	<p>&lt; なし &gt;</p>
議 長	<p>ないようですので、それでは質疑に入ります。 ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>
	<p>&lt; なし &gt;</p>
議 長	<p>ないようですので、それでは採決に入ります。 議案第53号のうち、本日お配りした広島県農業委員会ネットワーク機構意見聴取一覧表に記載のとおり、意見聴取の対象案件については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、許可されることに異議ありませんとの回答であれば許可することに、また意見聴取の対象外については、本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>&lt; 全員挙手 &gt;</p>
議 長	<p>全員賛成です。議案第53号のうち、意見聴取の対象案件については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、許可されることに異議ありませんとの回答であれば許可することに、また意見聴取の対象外については、本総会で許可することに決定いたします。 次に、日程第4の報告事項に入ります。 次に、報告第38号から報告第42号について事務局の説明を求めます。</p>
松下係長	<p>資料の報告事項をお願いいたします。 報告第38号から報告第42号までは、東広島市農業委員会事務局規程第6条の規定に基づき、事務局において専決処分をいたしましたので、その概要を報告させていただきます。 座って報告させていただきます。 1ページをお願いいたします。 報告第38号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分について」でございます。 2ページをお願いいたします。 市街化区域内における農地法第4条による農地転用届は、今月分は3件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 3ページをお願いいたします。 報告第39号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分について」でございます。 4ページをお願いいたします。 市街化区域内における農地法第5条による農地転用届は、今月分は4件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 5ページをお願いいたします。 報告第40号「法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について」でございます。 6ページから7ページまでをお願いいたします。 法務局からの農地の転用事実に関する照会は、今月分は9件の照会がございました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 8ページをお願いいたします。 報告第41号「農地転用（農業用施設）届出の受理について」でございます。 9ページをお願いいたします。 農業用施設への転用届は、今月分は1件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 10ページをお願いいたします。 報告第42号「農地改良届出の受理について」でございます。 11ページをお願いいたします。 農地改良届は、今月分は1件の届出を受理いたしました。その内容につきましては</p>

松下係長	は、ご覧のとおりでございます。 報告は以上でございます。
議長	次に、日程第5のその他に入ります。 何かございましたらお願いします。
松下係長	本日、机の上に資料を配付させていただきました審査請求書につきましてご説明をさせていただきます。 本委員会に審査請求書が提出されましたので、その概要を報告させていただきます。 座って説明をさせていただきます。 審査請求概要書をご覧ください。 こちらは請求の概要を事務局で作成したものでございます。この審査請求は法律に基づく不服申立てでございまして、本委員会が行った農地法の許可に対し請求がなされたものでございます。10月11日付で審査請求書が提出され、今月12日に収受しております。請求人の住所、氏名につきましては記載のとおりでございます。処分の内容は、農地法第5条の許可申請に対する処分、請求の趣旨は許可申請の取消し、許可無効でございます。請求の理由は、太陽光発電事業者が隣接農地所有者の承諾書を偽造し、著しく適正を欠いた行為により農業振興地域整備計画の変更が行われた結果、農地転用が許可されたということでございます。本件の対応につきましては、現在見識的審査をはじめとする今後の審査の流れについて市の担当弁護士へ相談し、確認を行っているところでございます。本日は審査請求書の把握にとどめさせていただき、次回の総会からご審査をお願いする予定でございます。 説明は以上でございます。
議長	ご苦労さまでした。 その他、何かございませんか。
高木委員	先程の報告事項で参考までに聞かせていただきたいんですが、報告第41号の6番、農地という回答をしておられますが、どういう状況だったのか参考までに。これから我々の審査のためにもお示しをいただきたいと思えます。
松下係長	手元に写真はないんですが、こちらの農地につきましては樹木等は生えておりませんで農地性があるということで判断をさせていただき農地ということで回答のほうをさせていただいております。
高木委員	すみません、突然の質問で申し訳ないというふうに思いますが、次回でも構いませんので、どういう状況だったのか、委員の皆さんにお示しいただいて、今後法務局から問合せが来たときに判断の材料として持っておきたいというふうに思いますのでよろしく願いいたします。
議長	ありがとうございました。 ないようでしたら、委員の皆様には長時間にわたり審議、誠にご苦労さまでございました。 それでは、木原会長職務代理者から次回の総会について報告をお願いいたします。
木原職務代理者	失礼します。次回11月総会は11月29日午前10時から、同じ場所の303会議室、今日と一緒です、の予定をしております。よろしく申し上げます。
議長	ありがとうございました。 以上で10月総会を閉会いたします。

議事録署名者 議長

\_\_\_\_\_

議事録署名者 委員

\_\_\_\_\_

議事録署名者 委員

\_\_\_\_\_

議長(会長) 12番 木原 省五 委員 13番 財満 俊子 委員